宇　介　第　４　８　７　号
令和７年(2025 年)１１月１０日

市内居宅介護支援事業所管理者　各位

宇部市長　　篠　﨑　圭　二

特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の要件変更について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から介護保険事業の推進につきまして、多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日　厚生省告示第２０号）別表イ注１０」に規定されている特定事業所集中減算は、居宅介護支援事業所が特定のサービス事業所に利用者を集中させることを防ぎ、利用者が多様な選択肢の中から最適なサービスを受けられることによる**公正・中立なケアマネジメントの実施**と**サービスの質の向上**を目的としています。

本市では、この目的の更なる促進を図るため、「特定事業所集中減算を適用しない「正当な理由」について」にて示している「正当な理由」の要件を下記のとおり変更することとしましたので、事業所内の介護支援専門員等に周知していただきますようお願いします。

記

１　変更内容

「特定事業所集中減算を適用しない「正当な理由」について」要件⑤～⑧の取扱いを廃止し、新たに要件⑤（災害その他やむを得ない理由があると市長が認めた場合）を設定する。

詳細は別紙１（変更前）、別紙２（変更後）、別紙３（新旧対照表）を参照

２　変更時期

令和８年度前期分から適用

（判定期間：令和８年３月１日～令和８年８月末日）

（減算期間：令和８年１０月１日～令和９年３月３１日）

３　対象サービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（変更なし）

４　その他

要件⑤（災害その他やむを得ない理由があると市長が認めた場合）に該当する場合は事前に市に相談してください。

健康福祉部
介護保険課　介護給付係
担当：山口・河内
電　話　：（０８３６）３４－８３９６
ＦＡＸ：（０８３６）２２－６０２６
メール：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp